

第2章 災害事前対策

第1節 発電所における予防措置等の責務

【関係機関】 県（防災局）、市町村、東京電力ホールディングス(株) 等

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び同法に基づく保安規定並びに関係法令（以下「原子力関係法令等」という。）を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備えた体制の整備を図る。

また、原災法第7条第1項に基づく原子力事業者防災業務計画を遵守し、原子力防災対策の円滑かつ適切な遂行のため、県、市町村及びその他防災関係機関との有機的な連絡協力体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期する。

第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出

【関係機関】 東京電力ホールディングス(株) 等

1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議

原子力事業者は、原災法第7条第2項に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとするときは、当該計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに県及び関係市村に協議しなければならないこととされている。

2 原子力防災要員の現況等の届出

原子力事業者は、原災法に基づき、以下の事項について県に届け出ることとされている。

- ① 原子力防災組織における原子力防災要員の現況
- ② 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任
- ③ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況

第3節 報告の徴収、立入検査

【関係機関】 県（防災局）、東京電力ホールディングス(株) 等

県は、必要に応じ、原災法第31条に基づく原子力事業者からの報告の徴収及び同法第32条に基づく適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

なお、立入検査を実施するときは、原災法第32条第2項により知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分を示す証明書を携帯する。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

【関係機関】 県（防災局）、国（内閣府、原子力規制庁等） 等

- (1) 県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センターの防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護対策、広域連携などの緊急時対応等を平時から原

子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

- (2) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングに関することについて、平時から地区を担当する上席放射線防災専門官と密接な連携をとり、あらかじめ体制の整備を図る。

第5節 災害応急体制整備計画

【関係機関】 県（防災局）、国（内閣府、原子力規制庁等）、市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共機関、東京電力ホールディングス(株) 等

1 計画の方針

県、国、市町村、原子力事業者及び防災関係機関は、発電所等において警戒事態が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が地域に及ぶ又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

2 防災関係機関の体制の整備

- (1) 県、市町村、原子力事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、非常時の職員参集体制の整備を図る。
- (2) 県は、発電所における警戒事態、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員や衛星電話等非常用通信機器の連絡先の名簿等を含む体制図を作成し、職員の参集体制をあらかじめ整備する。
- (3) 県は、国、重点区域を含む市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。
- (4) 県は、原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに原子力災害対策本部及び現地対策本部を立ち上げる準備を行えるよう、あらかじめ体制の整備を図る。
- (5) 県は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定する。
- (6) 県、国及び重点区域を含む市町村は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、その事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を原子力防災センターに組織することとされている。

また、国は、原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設けることとされている。

国、県、重点区域を含む市町村、関係機関及び原子力事業者等は、それぞれの職員を配置することとされており、県は、それぞれの機能班に配置する職員について、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定める。

- (7) 県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連

携等、平時から、市町村と緊密な連携を図る。

また、県は、広域避難所の選定、市町村の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。

- (8) 県は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定める。
- (9) 県は、平時から原子力防災専門官をはじめとする国、重点区域を含む市町村、自衛隊、県警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

3 原子力防災センター

- (1) 県は、国、市町村及び原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、原子力防災センターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進する。
- (2) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる原子力防災センターの施設、設備、防護資機材、資材等について適切に整備、維持・管理を行う。
- (3) 県は、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

4 広域的相互応援体制

- (1) 原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、県及び防災関係機関は他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図る。
- (2) 県は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定（以下「原子力災害時相互応援協定」という。）のほか、都道府県間及び防災関係機関と締結している相互応援協定等を、原子力災害時においても活用する。
- (3) 県は、平時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射能測定等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- (4) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、市町村と協力し、ヘリコプター等に必要資機材の整備に努めるとともに、市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。

(2) 消火活動用資機材等の整備

県は、平時から市町村、原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言する。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための放射線防護資機材を整備する。また、災害時における避難誘導及び立入禁止等の防護対策活動を実施するための資機材も合わせて整備する。

(4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備

原子力事業者は、消防計画等に基づき、平時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。

また、火災等の発生時における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、発電所から消防機関への通報設備を整備する。

6 食料・物資の備蓄、調達供給活動

(1) 県、市町村及び事業所は、一定量の食料・物資の備蓄に努める。

また、食料・物資のうち、地震、風水害等のために備蓄している場合と共通するものは、相互に兼ねる。

なお、県は、分散備蓄に努める。

(2) 県、重点区域を含む市町村は、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資を確保するため、あらかじめ要請、備蓄、調達及び輸送体制を整備する。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(3) 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(4) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するとされている。

第6節 情報の収集・連絡体制等整備計画

【関係機関】 県（防災局）、国（内閣府、原子力規制庁、文部科学省等）、第九管区海上保安本部、信越総合通信局、市町村、東日本電信電話(株)等電気通信事業者、東京電力ホールディングス(株) 等
--

1 計画の方針

県、国、市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に原子力防災に関する情報の収集・共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の情報収集・連絡体制

県、国及び市町村は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事

業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

なお、県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努める。

また、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、国及び市町村と協力し、ヘリコプター、車両など多様な情報収集手段の活用による機動的な情報収集活動を行うため、必要な体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制を整備する。

(4) 非常通信体制の整備

県は、非常通信協議会と連絡を密にし、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用・協力体制

県は、携帯電話、衛星電話、漁業無線等の業務用移動通信等による移動通信系の活用体制の整備を図るとともに、県警察、第九管区海上保安本部との協力体制を整える。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、原子力災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の参加を求めることができる仕組みの構築に努める。

(7) 原子力事業者の情報の収集及び通報・連絡体制

原子力事業者は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、直ちに、県、国及び市町村に通報する体制を整備する。

なお、緊急事態区分の判断基準の設定は、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。

原子力事業者は、平時から原子力防災に関する情報の収集及び通報・連絡を確実にを行うため、必要な体制の整備を図る。

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積を図る。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。

4 通信手段の整備

(1) 専用回線網等の整備

県及び国は、原子力防災センター、重点区域を含む市町村、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線及び衛星回線等の整備・維持に努める。

また、県及び国は、県、国、重点区域を含む市町村及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステムを整備・維持するとともに、対象市町村の拡大によるネットワークの拡充に努める。

(2) 通信手段・経路の多様化

ア 県防災行政無線の多重化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の多重化を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理を行う。

イ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、機動性のある通信手段を確保するため、移動系無線局及び地域衛星通信ネットワークの可搬型V S A T地球局の原子力防災への活用を図る。

ウ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、映像伝送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、UAV（無人航空機）の活用を図る。

エ 災害時優先電話等の活用

県は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟する。

オ 衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、公衆無線LANサービスの活用

県及び市町村は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、衛星通信を活用したインターネット機器、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

(3) 通信手段、発電装置の耐震化及び機能確認

県は、設備の耐震化を図るとともに、商用電源停電時においても通信に支障の無いように、非常用発電装置の起動等機能を確認し、これによる通信手段の機能確認を行う。

また、県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

(4) 原子力事業者の通報・連絡手段の整備

原子力事業者は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に県、市町村及び関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、機器等の耐震化や多重化を含めた必要な通信手段を整備する。

5 原子力防災対策上必要な資料の整備

県は、国及び市町村と協力して、応急対策の的確な実施及び復旧対策を的確に実施するため、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターで確実に管理する。

また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、情報の電子化の推進に努める。

(1) 発電所に関する資料

- ・ 原災法第12条第4項に規定する資料

原子力事業者防災業務計画

プラント系統図等施設の構造等を記載した書類
保安規定の写し
施設の配置図

- ・ 発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の写し

(2) 社会環境に関する資料

ア 周辺地図、新潟県全図

イ 重点地域の人口、世帯数等に関する資料

- ・ 区域別（方位別・距離別）集落数、世帯数、人口
- ・ 区域別（方位別・距離別）世帯数、人口の集落別内訳
- ・ 区域別（方位別・距離別）園児、児童、生徒学生数
- ・ 区域別（方位別・距離別）要配慮者数
- ・ 区域別（方位別・距離別）季節別観光客入込状況
- ・ 区域別（方位別・距離別）病院、社会福祉施設等の入院・入所者数
- ・ 区域別（方位別・距離別）住民の車両保有状況

ウ 県内の道路、鉄道の状況等交通手段に関する資料

- ・ 県内の道路（一般道路、高速道路、林道、農道）、鉄道、港湾等の状況（道路の幅員、舗装種別、交通状況、施設の付属設備、ふ頭の水深等の情報を含む。）
- ・ 区域別（方位別・距離別）ヘリポート適地

エ 避難・退避に関する資料

- ・ 新潟県原子力災害広域避難計画等
- ・ 重点区域の区域別（方位別・距離別）集合場所、屋内退避場所に使用できる施設状況
- ・ 重点区域の区域別（方位別・距離別）コンクリート建物の設置状況
- ・ 県内（方位別・距離別）避難所及び屋内退避所に適するコンクリート建物に関する資料（位置、収容能力等）

オ 重点区域の要配慮者に関する施設等に関する資料（発電所からの距離、方位等についての情報を含む。）

- ・ 保育施設に関する調
- ・ 教育施設に関する調
- ・ 宿泊に関する調
- ・ 老人福祉施設、介護施設、障害者支援施設等に関する調

カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送手段等）

- ・ 市町村別診療科目別医療機関の状況
- ・ 一般傷病者の救急搬送に関する救急車両等

キ 原子力防災センター周辺の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 県内の気象関係資料

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定及び環境試料採取の候補地点図

ウ 線量推定計算に関する資料

- ・ 被災地住民登録票

- ・ 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数
- エ 環境放射線モニタリングに関する資料
- オ 地域の気象（風向・風速・降雨量等）や放射性物質拡散予測に関する資料
- カ 重点区域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - ・ 水道施設（水源・浄水場等）の所在地、給水区域、給水人口
- キ 農林水産物の生産及び出荷状況
 - ・ 主要農林水産物の生産状況
 - ・ 牛乳の生産出荷状況
 - ・ 重点区域別（方位別・距離別）主要農畜産物生産団地の状況
 - ・ 重点区域の漁港地区の漁業種類別・月別漁獲量（属人）
 - ・ 農畜産物・水産物流通図
- (4) 防護資機材等に関する資料
 - ア 放射線防護資機材の整備状況
 - イ 避難用車両等の保有状況（車両数、定員数）
 - ・ 地方公共団体の保有する車両（県地域機関、市町村及び消防本部）
 - ・ 公共的輸送車両の現有状況
 - ・ 民間等一般車両の現有状況
 - ・ 防災関係機関所属船舶
 - ・ 一般船舶の現有状況
 - ・ 福祉車両の現有状況
 - ・ 除雪車両の現有状況
 - ・ 車両施設の所在地、連絡先
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
 - ・ 緊急時医療設備等の整備状況
 - エ 食料、生活必需品等備蓄物資に関する資料、調達可能物資のリスト
- (5) 交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料
- (6) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (7) 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画
 - イ 避難所運用体制
- (8) その他必要な資料

第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発計画

【関係機関】 県（知事政策局、総務部、福祉保健部、◎防災局、病院局、教育委員会）、国（内閣府、原子力規制庁等）、市町村、東京電力ホールディングス(株) 等

1 計画の方針

県及び市町村は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平時から、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

2 住民や在勤者等に対する普及啓発項目

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 避難経路・避難所及び集合場所・屋内退避所に関すること
- (7) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

3 教育機関における普及啓発

県教育委員会は市町村教育委員会及び県立学校長に対し、また市町村教育委員会は市町村立小中学校長等に対し、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。

また、県は、私立学校、私立専修・各種学校及び大学に対しても、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導・助言する。

4 要配慮者等への配慮

県及び市町村は、防災知識の普及と啓発に際して、地域において十分に要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第8節 防災業務関係者等研修計画

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、土木部、病院局、教育委員会）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、市町村、防災関係機関、東京電力ホールディングス(株) 等
--

1 計画の方針

県は、国、市町村及び防災関係機関等の協力を得て、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、重点区域等を含む市町村・消防、消防団、自主防災組織のリーダー等に対し、研修を広域的に実施する。

また、県は、国、市町村及び防災関係機関等と協力し、研修成果を訓練等において具体的に確認し、原子力災害対策の特殊性を踏まえ研修内容の充実に努める。

2 研修の実施

(1) 国等が実施する研修

県は、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、公益財団法人原子力安全技術センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の研修課程を有効に活用し、防災

業務関係者の研修機会を確保する。

(2) 県が実施する研修

県は、原子力災害時の対応能力の向上を図るため、主に県・市町村職員、教職員を対象に、原子力防災に関する研修の機会を確保する。

(3) 外部有識者等による研修

県は、原子力防災に知見を有する学識経験者、研究者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

3 研修項目

- (1) 区域・地域ごとの原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の設備、機材及びその機能や重要性、操作に関すること
- (7) 緊急時に県、国及び市町村等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) 緊急時の広報に関すること
- (11) その他必要と認めること

4 原子力事業者の研修計画

原子力事業者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力防災に関する資質の向上を図るための研修を行う。

また、消防計画等に基づき、発電所の従業員等関係者に対する火災予防教育を行うとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練を実施する。

第9節 原子力防災訓練計画

【関係機関】県（知事政策局、総務部、環境局、◎防災局、福祉保健部、土木部、交通政策局、病院局）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、第九管区海上保安本部、自衛隊、市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の公共機関、東京電力ホールディングス(株) 等

1 計画の方針

県は、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次項に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、実動部隊の相互連携・調整を図り、現場における判断力の向上や、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。

また、訓練を実施した後、達成目標に対して第三者による評価を行い、改善が必要な範囲を明らかにするとともに、それらを踏まえて防災体制の改善を確実に実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、以下のような観点について十分考慮するほか、参加者に事前にシナ

リオを知らせない訓練や訓練開始時間を知らせずに行う等の工夫を施し、より実践的なものとなるよう努める。

(1) 自然条件等

- ・ 地震や津波などの自然災害に起因する原子力災害や過酷事故
- ・ 暴風や豪雪などの過酷な気象条件下での事故

(2) 通信状況

- ・ 通信障害を想定した情報伝達手段の多重化
- ・ 被災現場から伝送される映像の活用
- ・ 外部電源供給を絶たれた通信機器への非常用電源による電源供給
- ・ 通信、交通等の支障がある場合の多様な避難手段や経路の確認

(3) 避難・屋内退避対応

- ・ 重点区域からの広域避難
- ・ UPZの屋内退避
- ・ 要配慮者及び保護責任者への対応
- ・ 住民に対する避難情報の周知
- ・ 自主防災組織や住民の参加 等

2 訓練項目

- (1) 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 原子力災害医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民、企業、病院等の避難訓練・屋内退避訓練
- (8) 自衛隊災害派遣運用訓練
- (9) 避難所等運営訓練
- (10) 交通対策等措置訓練
- (11) 大規模自然災害等発生時の対応訓練
- (12) その他必要と認める訓練

3 国の総合的な原子力防災訓練への参画

県は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき計画する総合的な防災訓練の対象となったときは、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

4 市町村の原子力防災訓練への協力

県は、市町村が住民に対する情報伝達訓練や住民避難訓練を実施する場合は、市町村の求めに応じ協力する。

5 原子力事業者が実施する訓練

原子力事業者は、複合災害や夜間の事故発生を想定した訓練等、実効性の高い防災訓練を計画・実施することとされている。

第10節 緊急時モニタリング体制整備計画

【関係機関】 県（環境局、◎防災局、福祉保健部、農林水産部）、国（内閣府、原子力規制庁等）、第九管区海上保安本部、自衛隊、市町村、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、東京電力ホールディングス(株) 等

1 計画の方針

県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

なお、県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する。

2 緊急時モニタリング体制等の整備

(1) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、平時からの環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングの測定結果をホームページ等で速やかに公表するためのシステムを整備・維持する。

(2) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原災指針等に基づき、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関等の協力を得て、「新潟県緊急時モニタリング計画」を作成する。

(3) モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量測定用機器、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。

(4) モニタリング要員の確保

県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの体制整備と、動員計画の作成に協力し、必要な要員をあらかじめ定める。

(5) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、その指揮の下で関係機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングセンター長は国の職員が担当し、センター長が不在の際には、上席放射線防災専門官（柏崎刈羽担当）、新潟県放射線監視センター所長の順でセンター長代理の職務にあたる。

また、県は、放射能測定を行う民間事業者との協定締結など、緊急時モニタリングへの応援体制の整備を進める。

(6) 訓練等を通じた関係機関との連携の強化

県は、平時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モ

モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。

(7) 原子力事業者の体制の整備

原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。

また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。

第11節 原子力災害医療体制整備計画

【関係機関】 県（防災局、◎福祉保健部）、航空自衛隊、市町村、消防機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、東京電力ホールディングス(株) 等

1 計画の方針

県及び原子力事業者は、緊急時に備え、必要な原子力災害に係る原子力災害医療体制及び資機材等を整備する。

2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

(1) 県は、国、医療機関、防災関係機関と連携し、原子力災害医療を実施するため、広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、原子力災害医療活動に従事する要員を確保するために必要な研修及び訓練を実施する。

(2) 県は、国、医療機関、防災関係機関の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、その他の内部被ばく低減に有効な薬剤、応急用救護用資機材、医療資機材等必要な資機材や要員を整備・維持する。

(3) 県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。

なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、PAZにおいては、原災指針に基づき、住民に対して配布する。

(4) 市町村は、県の協力によって原子力災害医療に関わる要員等の確保に努め、県は原子力災害医療に関わる要員に対して必要な研修及び訓練を行う。

(5) 県は、市町村と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。

なお、市町村は、県と協力し、当該保管場所が避難対象地域に含まれることとなった場合の搬出場所及び配置方法をあらかじめ定める。

(6) 県は、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理する。

(7) 県は、国、医療機関、防災関係機関と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、陸路及び空路による原子力災害医療派遣・搬送体制を整備・維持する。

また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の

整備及び組織体制を整備する。

- (8) 県は、関係機関等と調整の上、原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原子力災害医療体制の整備に努める。
- (9) 県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対する避難退域時検査及び除染を実施する体制を整備する。
- (10) 県は、避難所等に救護所を設置し、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。
なお、市町村は、救護所の運営の支援体制を整備する。
- (11) 県は、国及び市町村とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

- (1) 県は、市町村、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるように、原災指針を参考に、重点区域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備するとともに、重点区域外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。
- (2) 県は、市町村、医療機関等と連携して、原災指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

4 原子力事業者における体制の整備

- (1) 原子力事業者は、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び搬送機関等との通報連絡、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の搬送及び受入れについて必要な体制を整備する。
- (2) 原子力事業者は、被ばく傷病者等の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。

第12節 避難・退避実施体制整備計画

【関係機関】 県（総務部、◎防災局、福祉保健部、教育委員会）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、第九管区海上保安本部、自衛隊、市町村、消防機関、交通・鉄道事業者、医療・福祉関係団体、東京電力ホールディングス(株) 等

1 計画の方針

県は、市町村と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・退避実施体制の整備を図る。

県、国、市町村及び防災関係機関は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

2 屋内退避・避難計画の作成支援

- (1) 県は、国及び原子力事業者の協力のもと、広域自治体として、避難、屋内退避に係る基本的な考え

方を示した広域避難計画等を策定するとともに、市町村の屋内退避・避難計画の作成を支援する。

なお、避難計画の作成にあたっては、主に次の項目を含むものとする。

ア 避難の経路、避難手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 市町村は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、あらかじめ屋内退避先への住民の誘導體制を具体的に定める。

3 避難所等の整備及び確保への協力

(1) 避難経由所・避難所の整備及び確保への協力

ア 市町村は、施設管理者の同意を得て避難所として指定した施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

また、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

併せて、男女双方及び性的少数者の視点や、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

イ 県は、ホテルや旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

ウ 県は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生前における自宅療養者等の避難について、災害発生前から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

エ 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

オ 県は、原子力災害時の避難経由所、避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

カ 県は、所管する公園の整備等に当たり、避難経由所、避難所として活用できるよう配慮する。

キ 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(2) 放射線防護機能を有する施設等の整備

県は、国及び市町村と協力し、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ないことを想定

し、放射線防護機能を有する施設等の整備に努める。

(3) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、国及び市町村と協力し、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図る。

4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備

(1) 重点区域を含む市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 重点区域を含む市町村は、避難行動要支援者名簿を作成している者について、個別避難計画を作成するよう努める。

在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づいて避難支援体制を整備する。

(3) 県及び市町村は、重点区域内の病院、社会福祉施設等の管理者等に対し、要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要請する。

また、県及び市町村は、UPZ外内の病院、社会福祉施設等の管理者が、地域の実情等に応じて、要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定できるよう支援に努める。

なお、県は、市町村、医療機関及び施設管理者の協力により、入院又は入所の要配慮者の搬送及び受入等、病院や福祉施設相互の協力体制を整備する。

(4) 県は、避難所・屋内退避所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。

(5) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者の避難・屋内退避が困難な場合に備え、あらかじめ支援体制を整備する。

(6) 重点区域内の病院、社会福祉施設等の管理者は、入院又は入所する要配慮者の避難・屋内退避について避難計画を策定するよう努める。

(7) 県は、原子力災害時における要配慮者への情報伝達、避難誘導に関し、近隣住民の果たす役割が特に大きいため、市町村、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

5 住民の避難状況等の確認体制の整備

市町村は、避難・退避のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民の避難・退避状況を的確に把握するため、警察、消防等防災関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。

6 避難・屋内退避の住民等への事前周知

(1) 県及び市町村は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）へ提供すべき情報の種

別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。

- (2) 県は、市町村に対し、PAZ、UPZ及びUPZ外の各区域に応じて、避難や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。
- (3) 受入可能市町村は、避難者を受け入れる際の自市町村の住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。

7 学校等における体制の整備

- (1) 県及び市町村は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努める。

また、県及び市町村は、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）が適切に行動できるよう、学校等の管理者に対し、必要に応じ避難行動についての計画等を具体的に定めるとともに生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請する。

- (2) 学校等の管理者は、必要に応じ職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、県及び市町村と協力し、避難の行動計画等の策定、避難訓練の実施に努める。
- (3) 県及び市町村は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

また、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルール等をあらかじめ定めるよう促す。

8 不特定多数の者が利用する施設等における体制の整備

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市町村と連携し、区域及び地域の実情に応じ、避難計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第13節 広域避難体制整備計画

【関係機関】 県（防災局、福祉保健部、土木部、◎交通政策局）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東京航空局新潟空港事務所、市町村、交通・鉄道・運送事業者 等

1 計画の方針

県は、国、県警察と協力し、広域的な避難が必要となった場合に備え、円滑な避難を実施できる体制を整備する。

2 避難所の確保・調整

- (1) 県は、市町村の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、重点区域を含む市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

なお、県は、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。

(2) 受入可能市町村は、重点区域を含む市町村と協力し、長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。

なお、受入可能市町村は、重点区域を含む市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。

県は、受入可能市町村が定める計画の策定に対し支援する。

(3) 市町村は、屋内退避が必要となる場合に備え、退避所となるコンクリート建物や自宅等をあらかじめ決める。

(4) 重点区域を含む市町村は、市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受入可能市町村と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。

また、県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、協力を行う。

(5) 重点区域を含む市町村は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備する。

3 避難体制の整備

(1) 県は、県警察及び防災関係機関と協力し、重点区域を含む市町村に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援する。

(2) 重点区域を含む市町村は、住民避難に当たり、自家用車の利用も考慮しながら、バス、鉄道、船舶等の避難手段の確保策を含めて避難体制を整備する。

県は、公益社団法人新潟県バス協会、東日本旅客鉄道株式会社、海上運送事業者等（以下「交通・鉄道・運送事業者」という。）の協力を得て、重点区域を含む市町村に対し、避難手段の確保について、必要な協力や調整を行う。

また、交通・鉄道・運送事業者は、円滑に避難手段を提供できるよう具体的な計画を定める。

(3) 県は、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社等道路管理者から情報提供を受け、適切な避難経路の把握に努め、情報提供元の関係機関と協力して、その情報を市町村に伝達する。

第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、農林水産部）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、北陸農政局、自衛隊、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関 等

1 計画の方針

県は、国及び関係機関と協議し、緊急時に備え、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を整備する。

第15節 緊急輸送活動体制等整備計画

【関係機関】 県（防災局、福祉保健部、土木部、◎交通政策局）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東京航空局新潟空港事務所、市町村、交通・鉄道・運送事業者 等

1 計画の方針

県は、緊急時に備え、必要な判断や助言を行う専門家等の移送や円滑な緊急物資の輸送に係る交通管

理体制等を整備する。

2 専門家の移送等の体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段、拠点等（緊急物資の輸送拠点・集積拠点、最寄の空港、ヘリポートの場所等）についてあらかじめ定める。

3 交通管理体制等の整備

- (1) 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備する。
- (3) 県警察は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。
- (4) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。
- (5) 県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努める。
- (6) 県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。
- (7) 県及び国は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- (8) 市町村は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくよう努める。
- (9) 交通・鉄道・運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。
- (10) 県は、輸送協定を締結した民間事業者に対し、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。
- (11) 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。

第 16 節 住民等への的確な情報伝達体制整備計画

【関係機関】 県（◎知事政策局、◎防災局、福祉保健部、土木部、交通政策局）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東京航空局新潟空港事務所、市町村、交通・鉄道・運送事業者 等
--

1 計画の方針

県及び市町村は、国及び防災関係機関と協力し、情報収集事態等が発生した場合において、県内外の住民等に対して、被災者の危険回避のための情報を含め災害対応の局面や場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、事故の状況、重点区域を含む市町村

での対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

2 情報伝達体制及び設備の整備

(1) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やコミュニティ放送、ソーシャルメディア等の活用による情報の伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。

また、市町村は、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

(2) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。

(3) 県は、国と協力し、県内外の住民等に対する情報伝達体制を整備する。

(4) 県及び市町村は、株式会社NTTドコモ他電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

3 地域コミュニティによる共助意識の醸成

県は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、市町村、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第17節 発電所等上空の飛行規制

【関係機関】 県（◎防災局）、国（内閣府、原子力規制庁等）、自衛隊、東京航空局新潟空港事務所 等

1 飛行規制の要請

新潟空港事務所長は、航空機に対し、発電所施設付近の上空の飛行は、できる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行う。

原子力関係施設上空の飛行規制について

（昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から東京航空局長あて）
標記について、航空機による原子力関係施設に対する災害を防止するため、下記のとおり措置することとしたので、通知する。

記

- 1 施設付近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書の許可は行わないこと。

航空法（抄）

（飛行の禁止区域）

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 航空交通管制機関との連絡調整

県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平時より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。

第18節 複合災害時対応体制整備計画

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、市町村 等

1 計画の方針

原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化（以下「複合災害」という。）することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

2 災害応急体制の整備

- (1) 県は、複合災害時においても、必要な職員を原子力防災センターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段を複数整備する。
- (2) 県及び市町村は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備する。
- (3) 県は、国と協力し、災害応急対応の長期化に備え、原子力防災センターの機能強化を図る。
- (4) 県は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備するとともに広域的な分散配備に努める。

3 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、複合災害時においても、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段を整備する。

4 原子力防災に関する知識の普及啓発

県は、市町村と協力し、複合災害時に住民が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

5 研修及び訓練の実施

県は、本章第8節に定める研修及び第9節に定める訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮する。

6 緊急時モニタリング体制の整備

県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング設備・機器等の被災及びモニタリング要員の不足等に備えて、代替手段や活動等の体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。

7 原子力災害医療体制の整備

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないように、あらかじめ体制を整備する。

8 屋内退避・避難実施体制の整備

(1) 屋内退避・避難誘導計画の整備

市町村は、屋内退避・避難誘導計画の作成にあたり、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう留意する。

また、県は市町村が作成するにあたり、これを支援する。

(2) 避難所等の設置運営

ア 県は、市町村と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

イ 県は、広域的な避難に備え、避難市町村以外の市町村に対し、避難所及び避難経路所の設置運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、避難の受入が円滑に行われるよう体制を整備する。

9 緊急輸送活動体制の整備

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難措置がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

10 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、複合災害時においても、県内外の住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備する。